

奈良市地産地消促進計画策定に関する検討資料

事務局作成（10月22日版）

目次

1. 背景	1
2. 位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本方針	3
5. 計画の内容	3
6. 基本目標	8

1. 背景

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災は、日本の主要な食料供給基地である東北地方に大きな打撃を与え、食料の安定供給の重要性を再認識させました。

さらに、食料の安定供給につながる食料自給率の向上や食の安心安全の確保に関しては、EPA/FTA や TPP 協定交渉等、日本の農林畜産物を取り巻く環境がさらに厳しくなっています。

このような状況において地産地消は、「地元農林産物の消費拡大」を図るだけでなく、「生産者と消費者の交流」、「農や食についての理解の促進」、「安全で健全な食生活の維持・向上」、「伝統的食文化の理解・継承」、「農林業と関連産業の活性化」、「環境への負荷の低減」など様々な効果が期待されています。

本市においても、奈良の歴史ある農業や豊かな食と食文化を次世代に継承するとともに、奈良の農林畜産物の生産や消費の拡大を目指して、平成 25（2013）年 3 月に「奈良市地産地消基本計画」を策定しました。

本年度は、「奈良市地産地消基本計画」を具体的に促進していくために、地産地消活動に関係する生産者、流通関係者、消費者や行政機関等が一体となって、「奈良市地産地消促進計画」を策定しました。

EPA：特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

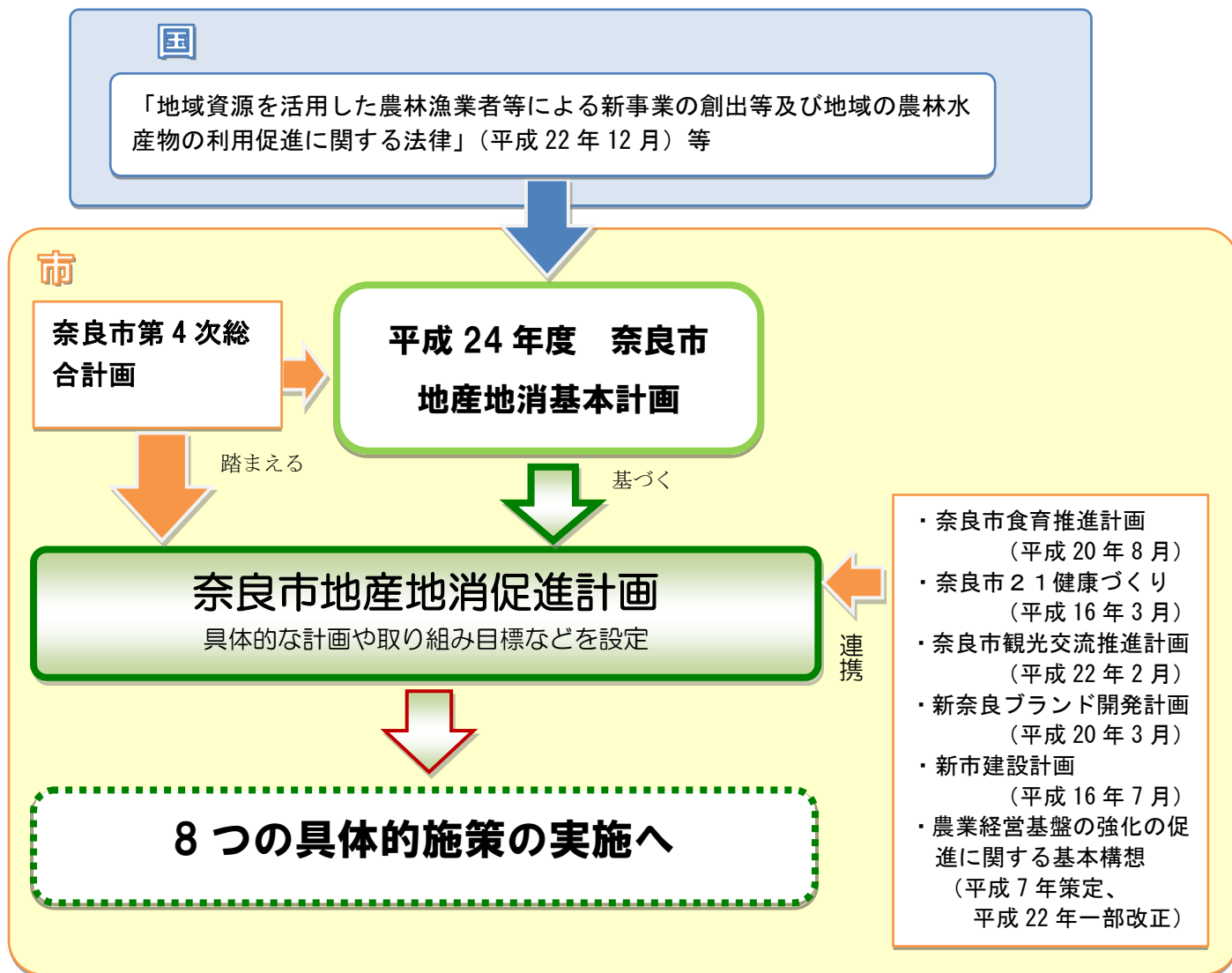
FTA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

TPP：TPP 協定は、多くの国々の間で結ばれている、「ヒト、モノ、カネ」の流れをスムーズにするための経済連携協定の一つです。2010 年 3 月に P4 協定（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟の 4 カ国（シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ）に加えて、米国、豪州、ペルー、ベトナムの 8 カ国で交渉を開始され、現在はマレーシア、カナダ、メキシコ及び日本を加えた 12 カ国が交渉に参加しています。

2. 位置付け

この計画は、「地域資源を活用した農林水産業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として平成24年度に策定した「奈良市地産地消基本計画」の具体的施策として位置付けるものです。

■ 奈良市地産地消促進計画の位置づけ



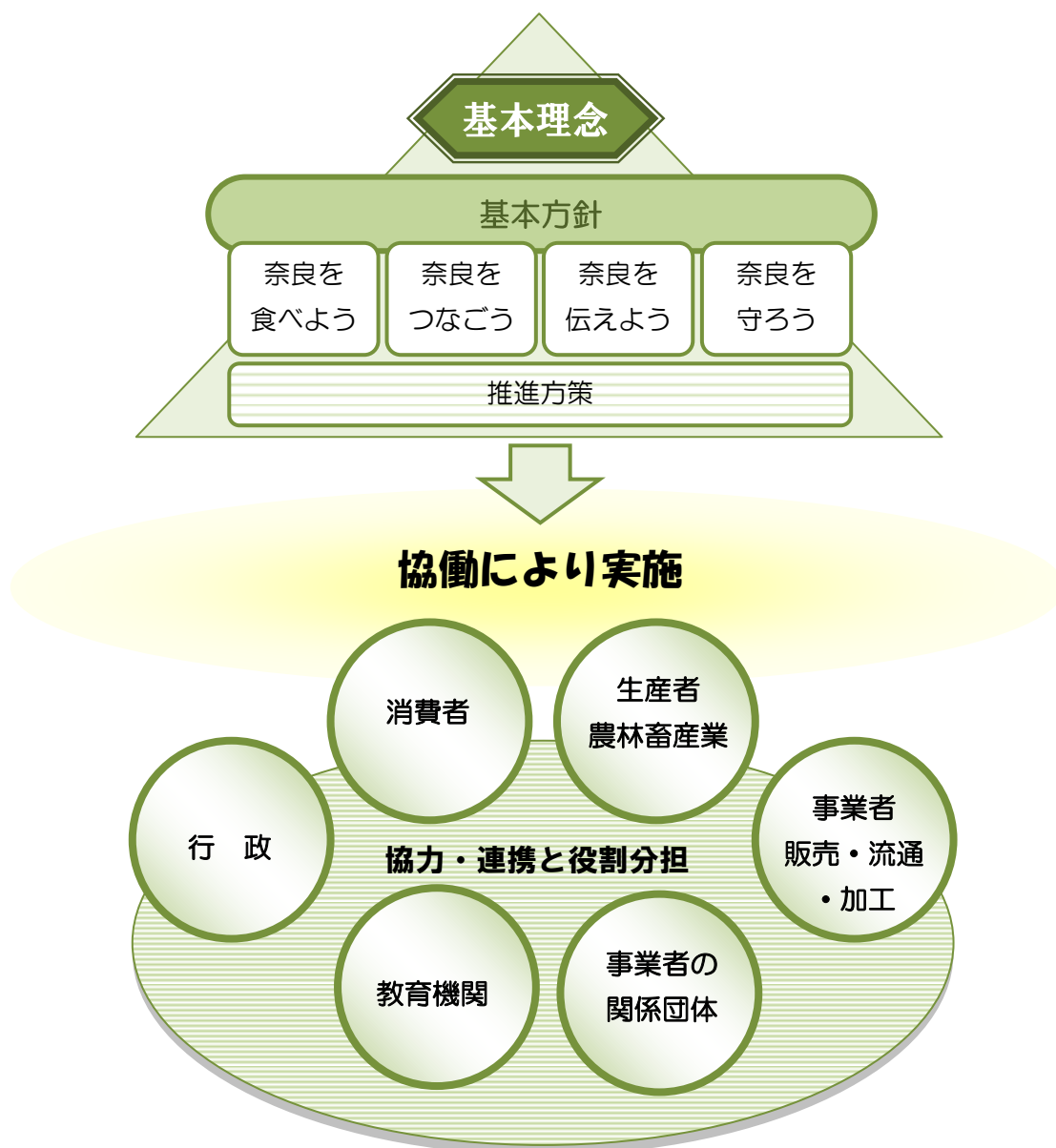
3. 計画の期間

この促進計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の基本方針

奈良市は、生産者、加工業者、流通業者、消費者などの協力を得ながら今まで行ってきた地産地消の取り組みをさらに強化・推進していきます。

■ 奈良市地産地消基本計画の構成



5. 計画の内容

1. 「奈良市地産地消基本計画」の基本方針と基本方策の対応

基本方針

奈良を食べよう
つくる、味わう、育む！
(生産・流通・消費の拡大)

奈良をつなごう
つなぐ、ふれあう、助け合う！
(人々の連携・交流)

奈良を伝えよう
知る、伝える、もてなす！
(食育、伝統、食文化の継承・発展)

奈良を守ろう
受け継ぐ、守る、未来を創る！
(生産に関する環境の保全・活用)

①②③
④⑥⑦

②④⑤

⑤⑥⑦

① ⑧

基本方針と基本
方策の対応

基本方策

- ① 安定供給のための生産基盤の確保
- ② 市内産農林畜産物を利用した加工品の拡充と促進
- ③ 新たな物流システムの構築
- ④ 主要供給ルートの発展的拡大
- ⑤ 生産者等と消費者の交流促進と相互理解
- ⑥ 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進
- ⑦ 食育の推進と新たな食文化の創造
- ⑧ 環境負荷の低減と食料自給率の向上

2. 具体的施策の実施内容

「奈良市地産地消基本計画」で策定した 8 つの基本方策を基に、具体的施策を実施していきます。

(1) 奈良市の農業生産を支える人材の育成・確保・支援

①新規農業者の育成・確保（目標：農業者を毎年 1 名確保）

農林畜産物の安定的な確保のためには、生産の人的基盤である農業者の確保が大切です。青年農業者給付金事業（注 1 「準備型」、注 2 「経営開始型」独立・自営就農後）などを活用して、新規就農者を毎年 1 名確保することを目指します。

注 1 「準備型」（研修期間中）

事業主体：奈良県又は青年農業者等育成センター

対象者：県が認めた研修機関、先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農希望者

支援水準：年間 150 万円を最長 2 年間支給

要件：就農予定時の年齢が原則 45 歳未満。略

注 2 「経営開始型」（独立・自営就農後）

事業主体：奈良市

対象者：人・農プランに位置付けられている（又は位置付けられることが確実と見込まれる）就農時の年齢が原則 45 歳未満の独立・自営就農者

支援水準：年間 150 万円を最長 5 年間支給

要件：略

②シニア農業大学（仮称）を導入

農業に興味があるシルバー世代を対象に、健康増進を目的にしたシニア農業大学（仮称）を導入し、遊休農地の解消とともに、農の生産を担う役割も期待していきます。

③農業を支える女性農業者への支援

女性の社会参加の促進は今日的な課題の一つですが、農業に置いても女性の就農を支援するため、女性農業者の様々な取り組みをホームページ等で広報するとともに、就農支援のニーズの把握に努め、適切な支援策を検討していきます。

(2) 奈良市産をアピールできる新たな加工品の開発（目標：都祁及び月ヶ瀬の加工施設で毎年 1 商品開発。また、姉妹都市・友好都市と連携した新商品は平成 30 年度迄に 1 商品を開発。）

奈良市には東部地域を中心に、米、茶、苺など国内市場だけでなく海外市場でも評価される「食材」が数多くあります。これらの「食材」をもとにした加工品を拡充するた

めに、都祁及び月ヶ瀬に設置された加工施設を活用した新商品の開発を支援します。

※加工施設：奈良市都祁農林水産物処理加工施設、奈良市立月ヶ瀬農畜産物処理加工施設。

また、友好都市・姉妹都市等と連携した新商品開発を支援します。

(3) 地産地消の促進に向けた農産物等の物流システムの構築支援（目標：平成 30 年度迄に運送事業者との協力 1 社以上）

消費者や飲食店等事業者が地元産の農産物等を入手する方法は、現在は市内の各直売所や定期的な朝市・イベントでの購入、市場流通を通じての既存販売店での購入、農家からの直接購入などがありますが、配送コストの負担や配送の手間が増えるなどの課題があります。

域内での物流を効率的かつ低コスト化するために、新たな物流のシステムづくりが求められており、市内運送業者等と協力し新たな仕組みを検討していきます。

(4) 直売所の改修・新設と広報活動の充実

①直売所の改修・新設（目標：直売所の適切な改修・新設）

奈良市の東部地域は、地産地消の生産拠点となる、米、茶、野菜など、日常生活に欠かせない「食材」の宝庫です。

地元産の旬で新鮮な「食材」が豊富で、生産者の顔が見える直売所での購入は、地産地消を推進するうえでも重要な施設です。また、消費者と生産者の直接の交流を通じて、農への理解や地産地消の大切さを共有していくことが期待できます。

今後、既存の直売所を改修し機能の拡充に努めるとともに、東部地域における配置バランスや利用者の利便性向上を目指して、新たな直売所の設置も検討し、東部地域を中心に適切な改修・新設を目指してきます。

②広報活動の充実と販売促進への支援

市内の直売所は東部地域と市街地に点在していますが、消費者への周知が十分とは言えず、直売所の利用を促進していくため、直売所の所在地や特色・魅力を広く伝えるための広報活動を充実していきます。

また、直売所の販売促進を支援するため、直売所を運営する事業者等を対象にした経営・販売等の研修会を開催していきます。

(5) 生産者等と消費者の交流機会の増加（目標：平成 30 年度迄に 7 団体・7 箇所）

生産者等と消費者との「農と食」を通じた交流を促進するため、市街地内や生産地での交流機会を増加させます。

- ・ 市内のミニ直売所（出張販売）の開催回数を増やします。（現在：●●／年 目標：●●／年）
- ・ 三条通りの観光センター前に設置した可動オーニングの下で週末に農産物の販

売・PR（直売所または生産者団体が交代で開催）を行う「旬菜メルカート」を毎週末及び祝日に実施していますが、今後は生産者情報の充実や消費者ニーズの把握などを充実させるとともに、生産地の魅力をさらにPRし地域への消費者の来訪を促していきます。（現在：毎週土日祝開催 目標： ）

□写 旬菜メルカート



(6) 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進

（目標：平成 26 年度から実施）

観光客への「おもてなし」の向上と市内産農林畜産物の PR のため、市内の旅館・ホテルと連携して、大和茶のウェルカムドリンクサービスを実施します。

また、市内の事業者と協力して、市内産農林畜産物の積極的な使用を推進し、市民及び観光客への取り組みの PR を実施します。

さらに、市内産農林畜産物を実際に体験していただくために、市内の農業者と市内のシェフとの情報交換を手助けしマッチングを支援します。

(7) 地産地消の推進（目標：平成 26 年度から適宜実施）

①学校給食における地産地消の推進

市内の小中学校給食で使用する米を市内産米に順次変更していくため、JA、生産農家、学校給食関係者と協力しながら、奈良市の都祁・月ヶ瀬のモデル校区での実施を踏まえて、奈良市東部地域や西部地域においても順次実施していくよう検討を進めます。

②地産地消の戦略的な取り組みの推進

奈良市の特産品のなかでも消費者の認知度が高く訴求力のある「苺」と「大和茶」を選定し、消費者へ地産地消を普及させていくための各種事業を戦略的に実施していきます。

(8) 環境負荷の低減と食料自給率の向上（目標：ホームページでの情報提供）

市内産農林畜産物を使用することでフードマイレージは低減しますが、さらに環境負荷の低減を目指して、農生産法や配送方法の工夫（共同配送やGPS利用による効率配送）などを紹介し、環境負荷の低減への取組を支援します。

環境に配慮した市内産農林畜産物を市民に食べていただくために、市内のエコファーマーと連携して、「旬菜メルカート」での販売等により支援していきます。

また、環境への配慮の一環と更なる食の安心安全に向けた、有機農業や無農薬・低農薬農業への取り組みについても、関係機関や先進的な農家等と協力・連携しながら、情報提供などにより支援していきます。

6. 基本目標

地産地消基本計画	奈良市地産地消促進計画		
基本方策	具体的施策	内容	基本目標 (平成30年)
1) 安定供給のための生産基盤の確保	1-1) 新規農業者の育成・確保	青年農業者給付金事業を活用した新規就農者の確保	農業者を毎年1名確保
	1-2) シルバー農業大学(仮称)を導入	農業に興味があるシルバー世代を対象にしたシニア農業大学の導入	平成27年度迄に導入
	1-3) 農業を支える女性農業者への支援	女性農業者の様々な取り組みをホームページ等で広報及び適切な支援策の検討	平成26年度から実施
2) 市内産農林畜産物を利用した加工品の拡充と促進	2) 奈良市産をアピールできる新たな加工品の開発	都祁及び月ヶ瀬の加工施設(2施設)での新商品の開発支援	両施設で毎年1商品
		姉妹都市・友好都市と連携した新商品の開発支援	平成30年度迄に1商品
3) 新たな物流システムの構築	3) 地産地消の市内専用物流システムの構築支援	地産地消専用の物流システムの構築	平成30年度迄に運送事業者との協力1社以上
4) 主要供給ルートの発展的拡大	4-1) 直売所の改修・新設	東部地域を中心に直売所を新設又は既存改修	改修・新設
	4-2) 既存直売所の販売促進活動の支援	既存直売所の販売促進活動支援	経営・販売等の研修会の開催
5) 生産者等と消費者の交流促進の相互理解	5-1) 都市・農村交流の増加	市内のミニ直売所の開催回増加	平成30年度迄に7団体・7箇所
	5-2) 生産者等と消費者の交流機会の増加	旬菜メルカートを原則毎週末実施	原則毎週末実施
6) 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進	6) 飲食店・観光施設等における市内産農林畜産物の利用促進と人材育成	市内の旅館・ホテルと連携して、大和茶のウエルカムドリンクを提供	平成26年度から実施
		市内産農林畜産物を実際に体験していただくために、市内の農業者と市内のシェフとの情報交換を手助けしマッチングを支援します。	平成27年度から実施

7) 食育の推進と新たな食文化の創造	7-1) 学校給食における食育の推進	学校給食で使用するお米を順次奈良市産に変更	平成 26 年度から適宜実施
	7-2) 地産地消の戦略的な取り組みの推進	「苺」と「大和茶」の地産地消を普及するための各種事業の実施	
8) 環境負荷の低減と食料自給率の向上	8) 環境負荷の低減と食料自給率の向上	環境負荷の低減方法やエコファーマーなどの情報提供	ホームページでの情報提供

奈良市地産地消促進計画

平成26年 月

奈良市 観光経済部 農林課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL.0742-34-5142